

緊急時対応専門調査会第3回会合議事録

1．日時 平成15年10月22日（水） 13:00～15:14

2．場所 委員会7階中会議室

3．議事

- （1）クライシス・コミュニケーションについて
- （2）食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項について
- （3）その他

4．出席者

（専門委員）

丸山座長、元井座長代理、春日専門委員、吉川専門委員、小泉専門委員、近藤専門委員、田中専門委員、羽生田専門委員、山本専門委員、渡邊専門委員

（食品安全委員会）

見上委員、本間委員

（事務局）

梅津事務局長、岩淵総務課長、杉浦情報・緊急時対応課長、鈴木課長補佐

5．配布資料

資料1 クライシス・コミュニケーションについて

資料2 食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項について（諮問）

資料3 緊急の事態への対処等に関する体制の整備その他の必要な措置の実施に関する基本的事項項目（案）

参考資料1 食品安全基本法

参考資料2 食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）

参考資料3 食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）の概要

○丸山座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから食品安全委員会第3回緊急時対応専門調査会を開催させていただきます。

本日の出席の専門委員は10名で、飯島専門委員、岡部専門委員、但野専門委員が御欠席でございます。なお、本間委員は後ほどおいでになるということでございます。また、本日は、吉川専門委員と田中専門委員が初めての御出席となっておりますので、御紹介申し上げます。吉川専門委員でございます。

○吉川専門委員 吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2回お休みして非常に申し訳なかったんですけども、今日も実は授業の合間に来ておりまして、ちょっと早目に退室させていただければと思います。申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

○丸山座長 それから、田中専門委員でございます。

○田中専門委員 田中でございます。前科2犯でございます。大変申し訳ありません。これから極力参加するようにいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○丸山座長 それから、事務局の方も代わられたということで、ここでやった方がいいんですか。どうぞ。

○鈴木課長補佐 10月1日付で平子の後任で参りました鈴木と申します。精いっぱいやらさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○丸山座長 それから、今、吉川専門委員がおっしゃったように、今日は「13時～」と延々続くわけではなくて、これは2時間でよろしいんですか。15時までということでは、13時から15時と時間を設定させていただきます。

まず、議事に入らせていただく前に資料の確認をさせていただきますが、事務局の方からお願いいたします。

○杉浦情報・緊急時対応課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

資料1といたしまして「クライシス・コミュニケーションについて」。

資料2といたしまして「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項について（諮問）」。

資料3といたしまして「緊急の事態への対処等に関する体制の整備その他の必要な措置の実施に関する基本的事項項目（案）」。

それから、参考資料といたしまして、参考資料1「食品安全基本法」。

参考資料2「食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）」。

参考資料3といたしまして「食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）の概要」を用意させていただいております。何か不足の資料等がございましたら、事務局の方にお申し出ください。

○丸山座長　ありがとうございました。

それから、専門委員には事前に確認をお願いしておりました前回の議事録がお手元にありますので、何かございましたら今週中に事務局まで御連絡をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事は御案内のとおり二部構成になっておりまして、前半はクライシス・コミュニケーションについて、後半は食品安全基本法第21条第1項に規定しております基本的事項ということについて御審議をいただくことになっております。

では、議題1に入らせていただきます。本日は、専門委員の中で特にこのクライシス・コミュニケーションが御専門であります田中正博専門委員に、最初に御講演いただくことになっております。クライシス・コミュニケーションについては、前回の専門調査会で御審議いただいた食品安全委員会の緊急時対応基本方針（暫定版）でございますが、今日の参考資料2となっているわけでございますが、この「12．情報提供」(1)のところにも規定されている事項でございます。前回審議の中でも、緊急事態に関連する国内外の情報について「迅速かつ適切」という表現でもって、これを国民に広く提供するということが書かれております。この「適切に」という表現については、前回いろいろと御審議をいただいたところでございます。そこで、田中専門委員の講演の後で、各専門委員から緊急時における情報提供について再び御意見をいただきたいと考えております。

それでは、田中専門委員から御講演をいただきますが、その前に、先生の御略歴について、僭越でございますが私から簡単に御紹介申し上げたいと思います。

田中先生は、昭和37年電通PRセンター、現在は電通パブリック・リレーションズという名前なんだそうでございますが、ここに入社されまして業務部長、メディア局長、メディアリレーションズ局長、本部統括を御歴任されました。現在は、田中危機管理・広報事務所の所長をなさっておりまして、民間企業や行政機関に助言を行っておられます。なお、最近の著書といたしましては『実践・自治体の危機管理』というものがございます。

それでは、田中先生の方からクライシス・コミュニケーションについて、「不測

の事態発生時の対応キーワード」という演題名で御講演を約 40 分ということをお願いしたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中専門委員 それでは、遅れてきていきなり講演ということで大変僭越でございますが、40 分お時間をいただきまして、今、不測の事態が発生したときの組織の信頼感を守る上で何が重要であるか。予防策は勿論大事であります。1 億円、1 兆円予防策を投じても実は不測の事態は発生してしまう、こういうようなことがありますので、予防策は勿論万全の体制をしなくてははいけませんが、もう一つ、実は危機管理の重要な車の両輪あるいはカミの表裏として大事なのが、何か問題が発生した後の対応の適否ではなかろうか。これが最近、急速に注目され出しました。実は 2000 年 6 月に東京商工会議所が『企業を危機から守るクライシス・コミュニケーション』という小冊子を出したんです。その年に雪印乳業事件と三菱自動車のリコール問題があったものですから、俄然注目されました。こんな薄いものなんですが、社長を対象にして書いておりますので字が大きくて簡潔に書いております。これを 500 円で出したら、なんと 6 万 5,000 部、空前のヒットになった。今は東京商工会議所さんは民間の別の出版社にこれを出していただいているようですが、このクライシス・コミュニケーションがいかに民間企業の中で注目されているかということの本当の証であります。

今日はそれでクライシス・コミュニケーション、つまり、不測の事態の発生後の問題です。発生する前の段階は「リスク・コミュニケーション」という言葉があるようでございますが、一旦何か発生してしまった後の対応の適否が、実はその組織に対する、行政に対する大きな批判を招いてしまう、こういうことの方がはるかに実はダメージが大きい。したがって、こっちの方にもう少しバランスをとって、予防策と同じぐらいの視点で取り組むべきだろうというのが、実務的な視点から生まれ出したということでございます。

そういうことで、このクライシス・コミュニケーションというのは今、現場では、つまり生きた組織では非常に注目されているキーワードであります。

多くの場合、危機管理が失敗したというケースは、実は予防策で失敗したということよりも、その後の対応が悪かったということを経験することが大半なんです。実はクライシス・コミュニケーションの失敗をしていることが多いということであります。

そこで、このクライシス・コミュニケーションという問題がどういうふうには

重要であるか。これは、実はマスコミの報道とも無縁ではございません。非常に大胆に表現をするならば、マスコミの報道があるからこそ危機意識が高まり、逆に言うと、危機が非常に瞬時に全国的に発展・拡大するということがありますから、クライシス・コミュニケーションという問題はマスコミの報道と全然無縁ではありません。したがって、この問題を考えるときには常にメディアということを中心に置いて考えなければいけないということになります。

まず、具体的な例をお見せした方がはるかにわかりやすいと思います。それがどうすればよかったかということが当然出てまいります。

(O H P)

これは、昨年(2015年)の1月15日、16日辺りに東京都内で院内感染が発生した。7名のセラチア菌による死者が出たという病院がありました。この公表をめぐりまして、実はちょっとした問題が発生した。これは何かというと、病院側の事実関係を東京都が知りまして、病院の方からまず自らの意思によって発表しなさい、病院自らの意思で先に公表しなさい、東京都はその後を受けてきちんとフォローするというようなことで、病院自らの公表を実は指導してきたんですが、この病院がちょっと事情があったんでしょう、1日、2日公表が遅れた。その後を受けて東京都が記者会見をしたところ、当然ながら記者会見の席で、ところで東京都はいつ知ったのかとなります。今、緊急記者会見をやりますと大体メディアというのは、ところで社長はそれをいつ知ったのかと、まずそうなります。なぜならば、いつ知ったかということによって組織内の情報の流れが遅過ぎたのではないかと、だから、対応が後手後手になったのではないかとという視点を持つからです。このケースでも、ところで東京都はいつ知ったのかということになりまして、実は昨年1月15日に病院から連絡があった、16日に立入検査した。しかし、東京都が発表したのは病院が先に発表しなさいということで18日。15日に連絡があって、15、16、17、18日と遅れたと。これを受けて、ここの見出しが出ておりますが「都の公表の遅れで感染対策が後手後手になる」。1日の公表の遅れがこういう場合にはいかに重要であるかを、もっと認識を持つべきであるという視点からのマスコミ批判が各紙一斉に出た。7人以上の死者は出なかったし、それで終わったとは言いながら、公表の問題を指摘される。

(O H P)

この問題があった6か月後に、北九州市のある市が、やはり同じような問題で厳

しく追及されました。これはVREによる院内感染であります。戦後最大と言われた三十数名の院内感染が発生した。死者は出なかったようでございますが。ところが、この問題でも市当局が市内の病院の報告を受けながら12日間公表しなかった。理由は、検査機関からの正式な報告を待ってからきちんと釈明しようと思ったということなんですが、またここでも東京都のケースと同じように、こういう問題は人命にかかわることだろうと。なぜ、すぐ公表しなかったのかという厳しい追及があって、以後新しい情報が入ったらすぐ公表しますと約束していながら、実はその後またやらなかったんですね。そんなことで、東京都と同じような問題で厳しく批判されてしまった。

(O H P)

これは非難されたケースだったんですが、ところが、東京都の後、北九州の後で4月でございますが、群馬県のある病院で、やはりセラチア菌によって2名の患者さんが亡くなられたという事故が発生しました。ところが、この病院は行政当局の指導があったのか知りませんが、すぐ公表しています。したがって、これは見出しをごらんください。2段、しかも事実関係だけの報道で終わっています。つまり、同じ院内感染で患者さんが人数は別であります亡くなったということであっても、その情報の発表の仕方、スピードによって報道のトーンがまるで変わってくる。後でもう1例別のケースを挙げますが、ここをまず強く認識していただきたい。

行政に対する批判は、どういう結果があったかは別にして、こういう批判、疑惑あるいは問題を提起されるということが実は問題なんですよね。実害があったかどうかは別問題で、こういう報道がよく見られます。私どもはこういうことがあるからこそ逆算して、では、どうすればこういう批判を避けられるのかというところに当然ならざるを得ないです。

(O H P)

少し前の話ですが、こういうケースはいかがでしょうか。東京湾にタンカーが座礁しまして、東京湾に重油が流れ出したということがありました。日本海で流れたナホトカの2倍以上、国内最大級の1万5,000klが流れた。これは、あらゆるメディアが報道し、間もなく潮干狩り、海水浴シーズンが始まる7月の初めでございましたから、大変大きな影響を与えそうだと大きな社会問題になりました。ところが、1日、2日経って、この1万5,000klというのは間違いであったと。油糧計が傾いていたための船長さんの見間違いで、実際は10分の1にすぎなかったということ

がわかりました。その情報を受けて漁業組合、自治体は戸惑い、安堵、いろいろあった。けれども、漁業関係者は勿論 10 分の 1 になったからといって影響は変わらないよということなんですが、ある自治体では夜を徹して戦後最大の、日本最大の重油があふれ出たという情報を元に、人海戦術の体制を整えた。テレビのニュースで全国からいろいろな救援物資が届いた。こういうふうなことをやっていたら実は 10 分の 1 だったということで、腰が砕けたような感じのことです。

問題は、これに対してこういう批判の報道が出ました。一転して 10 分の 1 と下方修正された。この理由は、なぜ公表が 5 時間も遅れたのか、ここに書いてあります。総理への報告がまず先だという判断があって、実は影響を最も受ける漁業組合あるいは沿岸のいろいろな人々に対する配慮が欠けて、まず総理への報告が先だということで公表が 5 時間遅れたという批判記事が出されました。

(O H P)

この記事の時系列的に整理すると、ここにこういうことが書いてあります。事実確認後 5 時間遅れた災害情報です。これは 1997 年ですから、大分前に起きたケースなんですが、この認識はクライシス・コミュニケーションを学ぶ上で非常に参考になります。7 月 2 日に流れ出たと。7 月 3 日、午前 3 時に船長から 1,550kl 訂正の連絡が入った。その後、午前 7 時あるいは午前 11 時というふうに流れてきて、ようやく正午前に首相に報告して官房長官が公表したということです。その遅れに対して、さっき言ったように住民あるいは漁業組合から、なぜこんなに情報が遅れたのか。我々は徹夜で人海戦術で一大問題でやろうとしたという厳しい批判の声が出たということです。これが言うなれば今の話で言うとクライシス・コミュニケーション。視点がどこにあるのか、こういう災害情報で一番被害をこうむるのは誰なのか。内部の論議よりも漁業組合あるいは海水浴でこれから準備しようとする、そっちの方に対する配慮がなかったわけですね。事実確認後 5 時間遅れた災害情報。災害というのは、スピードとの闘いであることは言わずもがなですが、時々こういうことが起きる。

(O H P)

最近の例では SARS の問題がございました。これも実害は幸いなことに日本にはなかったにもかかわらず、情報の連絡が中断されていたということで、各紙で大きく批判されました。これはまず、大坂の関空の検疫所に第一報が入ったけれども、担当官の認識不足ということで、13 時間結果的に遅れてしまったということなんで

すが、本省に情報が入ってからもおかつ、節々で実は幾つかの報告の遅れの問題点があったというようなことが各紙にこれも大きく報道されています。これを受けて坂口厚労相は「今後はできるだけ敏感に対応するように指示していきたい」と述べ、一方、大阪府の太田知事も「こういう問題は時間のロスが一番問題だ、私どもも含めて迅速な対応に万全を期すべきだ」という批判をした、こういうコメントが出ております。いずれも、スピードということがキーワードであることがわかると思います。何か問題があったときに、不測の事態が発生した場合のこのスピード感が、実害の有無にかかわらず、非常に社会的にあるいは特にマスメディアから厳しく批判される。

(O H P)

クライシス・コミュニケーションのキーワードは、まずスピードです。2つ目のキーワードは、実は情報開示の問題です。東京都の大江戸線が開通して2年経って定期検査をしたら、リニアモーターカーの台座に77か所の微細な亀裂が発見された。しかしながら、これは法律によると運輸省の鉄道事故等報告規則では、知事及び運輸省の方に報告する義務はない、そういう不具合レベルだという法的な判断をして、東京都交通局は知事及び運輸省に報告しなかった。だから、これは違法でも何でもないんですよ。問題はここからです。やがてこの情報は朝日新聞がキャッチすることになって、一面と社会面に大きくスクープされました。報道の視点は、危険はないという判断で報告しなかったけれども、ちょっと待ってくれと。現場の報告では、一応承知で運転をしていたことがあるではないかと。そして、この記者の視点は何よりも、2年間で77か所という亀裂の多さは設計不良の可能性も指摘される。都の点検は十分だったのか。新型車両に潜む危険が浮かび上がったという2つの疑問点から、この記事が出されております。つまり、設計不良の問題、それから、点検が不十分だったのではないか。

この中で交通部長が、いや、そうではない、決して大事故になるような問題ではないし、それから、30分遅延になるようなレベルではないんだということを勿論取材に応じて答えているんですが、それは全体の記事の中でわずか12~13行しか出ておりません。あとの記事は全部、記者が周辺取材し、記者の視点で書かれております。後半では当然ながら、大学の先生と交通評論家の厳しいコメントが出ている。こういう形で報道されてしまいました。これは、クライシス・コミュニケーションの視点から言うと、視点を社会的視点から判断すれば、2年間で77か所というの

はやはりちょっと多いなと思われるかもしれない、あるいは疑惑を持たれるかもしれない。ならば、先にきちんと説明しようという発想に立った方が、実は得策だったかもしれませんね。

こういうふうに、何か問題が起きたとき、不測の事態が発生したときに、とにかくスピード感がないといろいろな意味で批判される。つまり、対応が遅いから被害が拡大するおそれがあったのではないか、したのではないか。あるいは情報を十分に開示しないからあれではないか、いろいろな問題が出てきます。勿論、民間企業のケースも例を挙げると切りがない。ほとんどマスメディアの視点というのは、公表が遅過ぎる。実害の有無は関係ないんですよ。公表が遅過ぎる。

(O H P)

「公表なしに憤る客」「9 か月間報告せず」、これは工場の土壌汚染です。こういう形で、実害があったかどうかは二の次。まず、社会に対して何らかのマイナスの影響を与えるような情報があったときに、それをスピーディーに公表したらどうかということであります。

(O H P)

サクセスストーリーで、実は非常に注目すべき記事があります。今年2月に起きたコロンビア事故。7人の宇宙飛行士が亡くなりました。ところが、これについて海の向こうの話でしたけれども、日本の朝日、毎日、読売、日経、この4紙が1か月ぐらいの間にほぼ同じような視点から、NASAの対応が実に見事であったという解説記事を報道しています。これは朝日でございますが、実はNASAというのは今までずっと秘密主義だった。1988年かのチャレンジャー事故以来、徹底的にNASAというのは秘密主義、自分に都合の悪いことは公表しないという悪評がずっと定着していたそうであります。ところが、今回のこの事故でNASAは方針を変えた。そして、このスポークスパーソン、ロン・ディテモアという人が、実を言うと、その詳細な内容はひょっとしたらNASAにとって不都合な情報であるものかもしれないものまで、どんどんリアルタイムで公表してきた。最初は随分情報が混乱したけれども、やがて2日、3日と経つうちに、待てよ、NASAの公表しているのはどうも事実関係をそのまま話しているのではないかということで、隠さないということがメディアの間、プレスセンターの間に定着した。やがて、報道が全部客観報道になりました。7人の宇宙飛行士の貴重な生命を失いながらも、実は報道自身は非常に客観報道であった。1時間を越す連日の記者会見で、見事に従来の

NASA のイメージを払拭したという記事が出ています。

(O H P)

これをもっと読売新聞は的確に書いています。クライシス・コミュニケーションというキーワードを使って、この論説員がコメントを囲みで書いております。これは、後ほどコピーを是非御参考にごらんになっていただきたいんですけども、すばらしい指摘です。メディアというものがどう見ているのか、組織というのはそれに対してどうしなければいけないのか、NASA はまさにそれを地で実行したということを行っています。ここには、企業や組織に緊急事態が発生したときに、いかに世の中に対応するか。その対応次第では、非難の集中砲火を浴びて致命的な信頼の失墜を招く。こうした事態を避けるために欠かせないのがクライシス・コミュニケーションだということから始まりまして、この論説委員はクライシス・コミュニケーションということを当然ながら視野に置いて報道しています。実はこの本が出たときにも、マスメディアの方が非常に賛同してくれた、そのとおりだと。何か起きたときには、こういうことでやらなければいけないということで、企業の経営者以外にもメディアの方が非常に関心を持ってくれんたんですね。ここには、こんなことが書いてあります。これは食品衛生でも関係があるんですよ。「複雑なシステムで起きた事故では、初期に理路整然とした説明を行うことは不可能である。情報も断片的で解釈にも迷う。こうした際に当事者は、ある程度情報がまとまり説明もつく段階になってから発表したいという誘惑に駆られがちだ」、当事者側の心理を実によく見抜いている。今回のディテモアは、それをどんどんリアルタイムで出した。当然ながら、それを受けて報道される推定意見は二転三転する。ひょっとすると調査活動自体がいいかげんではないのかという右往左往しているような印象も与えかねない。そこまで見抜いている。ところが、「しかし」と書いてあります。「情報の操作や誘導、隠ぺいを疑われることに比べ、クライシス・コミュニケーション戦略がいかにすぐれているかは結果が示している。誠意・公開・スピードといったクライシス・コミュニケーションの要諦を NASA は体得したに違いない」。

(O H P)

ほかにもう一つありますが、私は、問題を起こしたときにメディアの記者がクライシス・コミュニケーションという視点でそれを報道し始めたことに興味を持っています。これは、旭化成のケースです。延岡工場で火災が発生して大きな損害を被ったんですが、日経の4月1日の新聞には、リードにこう書いてある。「思いがけ

ない事件・事故・不祥事が明らかになったときに情報開示の仕方を誤ると、雪印乳業のように会社の存廃まで議論が発展する」。こういう場合に、クライシス・コミュニケーションと言われる活動で1年前に発生した旭化成の工場火災が最近のモデルケースとして評価されているというイントロで、このケースをずっとルポルタージュ風に書いております。そして、この旭化成の山中さんという総務部長は、実は今年8月、経団連から企業広報個人賞をもらったんですね。これはどういうことかということ、端的に言うところ書いています。燃え盛る工場の脇で4回も実は記者会見を続けてきたと。その方針はたった1つ。「メモ程度でも何でもいいから、すべての情報を外部に出そう」これが本社で意思決定したキーワードです。クライシス・コミュニケーション。ということで、どんどん行政、地域住民、取引先、マスコミ全部に対してメモ程度でも情報を発した。なんと東京から駆けつけた社長が記者会見したその3時間半後に、工場がようやく沈下した。燃え盛る工場の脇です。従来であれば、こういうことは考えられなかった。このスピード感が見出しに表れています。「情報の開示、速さで勝負」。住民から不満の声、批判の声あるいは不安の声が出る前に、全部会見はどんどん後手に回らずにやった。だから、批判、不信、疑惑が出る前に終息してしまったということでもあります。これなども日本では最近出てきたクライシス・コミュニケーションという1つの成果と言えるかもしれません。

例を挙げると切りがありませんが、こういうことで不測の事態が発生したらしょうがない。いかに素早く迅速な意思決定で行動に移すか。そして、疑惑を生まない徹底した情報開示に取り組むか。社会的視点からの判断、組織の論理に例はないということでもあります。

このクライシス・コミュニケーションは、どういうふうに言うかということ、資料1の1ページの四角いところに書いてありますが、要は行政におけるクライシスというのは、私は行政と社会との関係問題、行政に対する不安感、批判、非難、不信、疑惑、抗議という対立関係が国民との間に生じた局面であります。それを少なくとも拡大させないようにやっていくコミュニケーション活動がクライシス・コミュニケーションですね。そこで、大事なのは3つのキーワード。このページの一番下に「人は起こしたことで非難されるのではなく、起こしたことにどう対応するか、によって非難されるのである」と書いてありますが、クライシス・コミュニケーションはわかりやすい言葉で言うところこういうことになります。とにかく起きた問題はし

ようがないではないか、あとをどうするか。そっちの視点にウエートを切り替える、これがクライシス・コミュニケーションの内容であります。

次のページに行きます。この場合にやはりキーとなるのは情報の問題です。特に、クライシス・コミュニケーションの最大の対象はメディアであります。メディアは最も効率的にスピーディーに同じ情報を全国津々浦々に伝えることができる。これに勝るツールはありません。したがって、メディアを活用するというのは当たり前の話であります。

そこで、クライシス・コミュニケーションから見たメディアに提供する情報の持つ情報特性を、ここに幾つかまとめてみました。先に接した情報、これはメディアであろうと国民であろうと同じです。その人に先に入った情報ほどインパクトを持つ。組織の上下関係も全く同じですよ。P A、社会から受け入れられるためには、情報はとにかく先手、先手で出していった方が絶対得策であると。疑惑が生まれてから、批判が生まれてから説明しても全部言い訳・弁解になってしまいます。というわけで、時代が変わりました。いろいろな情報がスピーディーに伝わる中で、行政というものも超スピーディーにいろいろな情報を先に先に出していく。

2 目、暴かれてしまった情報は、後から「本当はこうなんですよ」と言って行政側が正確無比なる情報を開示しても、先にどこかのメディアにスクープされた、あるいはどこかのグループから暴かれてしまった情報を覆すには膨大な時間と金がかかります。情報というのは先に接した情報ほど、すり込み効果が高いということからしてもそうなんですよ。大江戸線のケースなどは本当にそうだと思いますよ。あれは先に公表しておけば、報道はされるけれども、ああいう疑惑の報道で各紙から批判されずに済んだかもしれません。

3 番目は、情報不足が誤解あるいは批判、不信感を生む。情報というものは、実は非常に厄介な代物であります。多過ぎると情報過多ということで混乱するかもしれませんが、情報過多というのは余り実は聞いたことがない。ほとんどが情報不足です。

(O H P)

これは、ある原子力発電所のケースです。定期点検をしまして、夜中の 10 時ぐらいから原子力発電所から蒸気を抜く音が漏れた。これは当然予測されたことです。原子力発電所から地元の役場に、これは蒸気を抜く音でございます、夜中の 12 時には自然消滅します、2 時間ぐらいで自然消滅しますよという連絡を当然しており

ます。ところが役場は、ああ、蒸気の漏れる音ですか。では、不必要に伝える必要もなさそうですねという判断をして、危機意識が欠落したんですね。そして、ほんの公民館の近辺の方々にだけマイクで、「点検で蒸気を出している音です、午前0時には止まります。」と電力側の説明をしたけれども、実はこの音が非常に指向性が強くて、湾を隔てた向こう側の方にまで伝わっていった。向こう側に住んでいる集落からは、夜中に原子力発電所から異様な音が聞こえてくる。それで、不安を募らせた住民から役場に深夜問い合わせが相次いだ。この不安の声を地元の新聞は一面と社会面に大きく「暗闇に大音響。不安募らせる住民」と載せた。これは実害は何もない、ただ蒸気の漏れる音です。でも、情報が伝わっていないとそうになってしまう。情報というのは情報過多よりも不足の方がはるかに実は社会、国民に対して不安感をかき立てます。

(O H P)

これは同じケースです。別のケースですが、若干のトラブルが発生した。しかしながら、それは施設の中でのトラブルだったので、この原子力発電所では当然ながらいろいろなルートでしかるべきところに伝えたんですが、またここでも役所が、ああ、施設の中の問題で環境には一切関係ないんですね、影響ないんですねということで、町に一切公表しなかった。翌日の新聞とテレビで当然ながら、昨晚、原子力発電所で液漏れがあったということが報道されたら、何ですかと。「届かぬ情報、住民怒り」です。俺たちはマスコミで初めて知った、役所から何も連絡がなかったではないかと。これも実害の有無ではない、「届かぬ情報、住民怒り」です。

こういうふうにな測の事態が発生したときには、情報が不足だと必ずこういう声が出て、そして、その声をマスメディアが大きく取り上げる、こういう特性がある。ということで、不必要な批判あるいは対応に追われて重要なことが見落とされては困るわけです。対応が遅れてしまっただけは困るわけです。ということで、これもまたクライシス・コミュニケーションを考える上で、情報の持つ特性ということで考えなければいけない。

次は、情報のアクセスの違いが報道トーンの差を生む、これは取材型報道というものと発表型報道と書いてありますが、記者がその情報をどういうふうな形で最初に知ったのか。何らかの情報をキャッチして周辺関係者をすべて取材し、最後に当該者に取材に当たる、よくあるパターンであります。そういう場合には、当該者が説明しても、報道されるパターンは恐らく、さっきの大江戸線のケースではありま

せんが、告発型報道、感情移入型報道、キャンペーン型報道、そして、幾ら説明してもマスコミの描いたシナリオがなかなか変わらない、マスコミ主導型報道になっていく可能性が極めて高い。メディアというのはスクープするのが本来の仕事でありますから、当然ながら記者の視点から報道する。

これに対して発表型報道というのは、私が勝手につけた名前ですが、この問題はいずれメディアが必ずキャッチするだけのバリューがあるだろう、あるいはいずれ必ず公表する時期が来ざるを得ないだろうと考えた場合には、スクープされる前にこちらから思い切って腹をくくって記者会見してしまう。これが決断力なんです。危機管理には、決断力が非常に重要なのです。つまりトップの問題だというのは、まさに決断力のことを言っているんです。判断力のほかに決断力です。したがって、思い切って腹をくくって記者会見してしまおうということであれば、淡々とした報道になります。その1つの例をお見せしましょう。

(O H P)

これは、取材型報道、有名な事件ですけから、皆さん方も御記憶があるでしょう。川辺川ダムのアセスメント調査のときに、クマタカの営巣が発見された。しかしながら、その詳しい情報がダム計画審議会には報告がなかった。法的には勿論、要求がなければ報告しなくていい、これも法の問題では違法性はなかった。ところが、この情報がなぜか知らないけれども朝日新聞に漏れました。朝日新聞の一面と社会面で大きくキャンペーンを張った。各社一斉にその後を追いました。こういうようなことで批判的な報道、ここに現地視察した財団法人日本自然保護協会の部長のコメントが、その見解をいみじくも表しています。「建設省は都合のいい事実だけを公表しては、いつまでも信頼されない」、こういうコメントで締めくくられて、これが一斉に各紙に追報道されて、非常に厳しい批判を浴びた。隠したわけではないけれども、それを報告しないというのは、やはり隠そうとしたのではないかという視点ですね。

(O H P)

ところが、このケースと同じようなケースで、先に記者会見したらどういうことが起きたか。これがそうです。建設省の近畿地方建設局のダムの工事事務所で、このことを検証して勉強して、思い切って腹をくくってやってみたそうです。これは、私が直接この所長から聞いたことです。思い切って腹をくくってやってみたら、こういうことになりました。クカタマも16ペア、イヌワシも確認された。それで、

中間発表を現地の記者を集めてやったそうです。そうしましたら、全紙に報道されましたけれども、報道された内容が全部事実関係を中心にした客観報道。最後には、ダムの事業変更はなし、一番役所側が言いたいような言葉できちんと収めてくれた。しかも、これは中間発表です。詳細なデータが終わる前にやってしまった。つまり、中間発表ということはスピードということで急いだんですね。こういう情報がいずれ漏れたら、また大変だろうと思ったんでしょう。とにかく先に発表した。

こういうようなことで、発表型報道ということをとりますと、まずメディアの方は発表されたことをベースに記事を書き、あと評論家あるいはコメンテーターあるいは何か出すでしょう。そういうことで大体6割か7割、うまくいくと8割方が説明したとおりのベースがあって、それから批判のコメントが出てくる。取材型報道の方は、初めからキャンペーン、スクープでありますから、当然ながら厳しい批判の目で報道されるというようなことが起こり得る。どちらの方がより正しく国民に事実関係をメディアを通じて伝えられるか、明らかであります。ただ、これはたった1つ、その組織の長の決断力の問題であります。

民間企業はこれが会社の生き死に、株価に影響を与えますから、最近は何となくこの問題はトップがわかってきた。だから、有無を言わずすぐ記者会見、情報開示。今の食品の異物混入などは昔はあまり公表しなかった。今は記者クラブに投げ込みをすると、ほとんどベタ記事、むしろ謹告の方が大きいぐらいです。つまり、情報開示をどんどんやると、事実関係は変わらなくてもニュースバリューが実は下がってくるということがいい証拠ですね。

こういうようなことで、時代とともにどんどん報道状況は変わってくる。ですから、役所側のこれからのクライシス・コミュニケーションも、そういう視点から考えなくてはいけないと思います。

次のページに行きます。事故・災害発生時のマスコミ対応の心得であります。ここではサブタイトルに書いてありますように、メディア側からの無用な批判を避けるためにどうしたらいいか。無用な批判です。私もまだデータをとったことがありませんが、行政に対するマスコミから批判されたケースを新聞報道で全部検証すると、恐らく半分以上がこれを先に発表しておけば、そういう批判は生じなかったであろうというものが5割以上だと思います。データをとっていないので正確なことは言えませんが、いかに公表しないがゆえにメディアからの厳しい批判を浴びるケースが多いか。したがって、事故・災害発生時には、メディア側からの無用な批判あ

るいは誤報が生ずるのを避けるために、そして、より少しでも理解を得て客観報道してもらうためにどうしたらいいかということがポイントになるわけです。

1つ目は、社会に生ずる7つの不安・動揺。とにかく一般の社会には、事象によってさまざまな理由がありますが、7つばかりここに書いてあるような不安感を住民、社会は抱きます。したがって、行政としては直ちに、この場合には何が住民あるいは国民は不安感を持つのかということ为先取りして、いち早くこの不安感を解消する施策を発表している。ここでもまたスピード感がものを言います。多くの場合手順がある。この手順というのは、実は社会から見ると本当に見えにくい。非常に厳しい言い方をすると、手順というのはほとんど責任を分散するための手続なんですね。しかしながら、本当に任されたリーダーがいると、これはこうすべきだ、これはこうして次に俺がとるといった手順になると思います。危機管理がリーダー・トップの決断力だと、またそこで思うわけです。こういう場合に、いち早く何が問題なのかということ为先取りして、素早くそれに対する今後の方針を伝えていくということが、住民の不安感が沸き起こる前にやる上で非常に重要であります。

こういうようなことが大変重要だということで、まず、住民の不安をいつも認識して、先手先手で施策を出していく。そうでないと、不安の声をマスメディアが報道していく。行政は何をやっているんだということになります。したがって、マスコミ対応のポイントではありますが、何か不測の事態が発生した場合には、マスコミは時間との闘いですから、役所側が正確無比な対応をするのに比べて、メディアはスピード、時間との闘いです。どっちが勝つか、負けるかということ、マスコミの方が主導権を握ってしまうんです。したがって、マスコミのその論理にうまく乗った方がいい。したがって、メディアがスピードを急ぐならば、直ちにこの問題に対する記者会見をいつ・どこでやるかということメディアに対して伝える。先手先手に記者会見を通じて、今後の方針あるいは考え方を表明していく。集まってきた記者・カメラマンというのは、自覚しているかどうかは別として、3ついつも不安な心理を持っています。1つは、締切時間に間に合わなければデスクに叱られます。締切時間までに情報がもらえるかどうか、まずこれが1つ。2つ目は、どこかにスクープされてしまうのではないかと。記者は自分がスクープするのは大好きだけれども、スクープされるのは嫌いですから、スクープされるのではないかとという危惧を持っている。3つ目の心理は特落ちといいまして、他社がみんな知っている、自分のところだけが抜けていた、これはデスクに怒られますね。したがって、締切時間、

それから、スクープ、特落ち、この不安感を現場に当たる記者・カメラマンは実はいつも内面に持っているわけです。この不安感があるがゆえに、記者会見をやるのかやらないのか、一体何がどうなっているのか、それを攻め立てるわけです。

しかし、いきなり発生した事件・災害事故などというのは、そんなことはわかるはずはない。したがって、とにかく今から1時間後あるいは2時間後に記者会見をやる、このメッセージを伝えた瞬間、メディアはこれで記者会見2時間後だったら、締切りに間に合う、スクープされることもない、特落ちもない、みんなほっと安堵の胸をなで下ろします。これはメディアにとっても非常にありがたいことなんです。したがって、いち早く記者会見の時間を意思表示することです。

では、記者会見の時間というのはいつか。私の長い間の経験で、どんなに遅くても2時間以内です。2時間以内、早ければ1時間45分、とにかく2時間以内、これを私はいつもいろいろな民間企業にはお勧めしています。さっき座長から私も報告書を見せていただきましたが、至るところに「速やかに」というようなことがありましたけれども、ああいう表現は民間企業ではとりません。全部時間限としています。2時間以内とか、10以内にトップに報告とか、全部そういうふうに私は具体的な数値目標を出しております。そうでないと、「速やかに」とか「可及的速やか」となっているんですが、みんな自分は可及的速やかだと思っているんですが、そこで2時間、3時間保留してしまうんです。有無を言わず10分以内にトップに入る。そうすれば、途中で変な時間操作、事実確認なんかなくていい。発生した事故・災害で「5W1H」なんかわかるはずがないんです。したがって、予定時間と場所を直ちに伝える、これがメディアにとってほっと安堵の胸、そして、情報が確実に伝わることになります。その間、記者会見までの間にせっせと情報を集める努力をします。

さて、いよいよ記者会見が来ました。そのときには、1時間半後あるいは2時間以内に確認された情報を記者会見で説明するのです。事故・災害が発生して「5W1H」全部がわかるはずがない。原因は、警察・消防が1か月、2か月先に解明するかわからない。記者もみんな承知しております。したがって、記者会見では現時点で確認されたことはこういうことであります、現段階ではここまでしかわかっていない、この言葉をキーワードにして使うことで、現時点では、現段階ではということは、また1時間後に新しい時点で新しいことがわかりますよと、そのときにはまた説明しますよということをちゃんと言外に表しております。

この間アメリカのテロの問題があったときに偶然見ておりましたら、飛行機がニューヨーク空港に5台目が落ちた。ツインタワーに2台、それから、どこかの空港で自爆させたのが1台、それから、ペンタゴンに1台、4台が落ちたんですが、5台目が偶然ニューヨーク空港に落ちた。そのときの記者会見で、記者から政府側のスポークスパーソンに、これもテロリストの仕業かという質問が当然出ました。そのときのスポークスパーソンが何と言ったか。現時点では何一つとしてテロリストの仕業だという証拠はない。しかしながら、情報というのは刻々と状況によって変わるものである、こういうテロップが流れました。情報というのは、状況によって刻々変わるものである、私はそれをテロップで見まして、すばらしい説得力がある言葉だと思いました。記者も皆それで納得してしまう。それはそうだ、わかるはずはない。でも、調べた上で、この人はまた説明するということをちゃんと言外に言っている。したがって、現時点では、現段階ではということは「5W1H」よりも現時点での、現段階での情報開示の方がはるかに優先する。

大体マスコミ自身が、いつも現時点、現段階の情報をもらって動いています。事情通信、共同通信を含めて世界の通信社は全部第一報が入ってくる、15分後には第二報が入ってくる。そういうことで、どんどん断片情報がジグソーパズルのピースみたいに集まってきて、そして、締切時間前にデスクがそれを1つのニュースにまとめる。初めから全部「5W1H」がそろって入ってくるわけではない。メディアの記者が大体そういう情報の集め方と情報の接し方になれているんですから、現時点では、現段階ではということで何ら違和感はありません。むしろ、長い間「5W1H」がわからないと公表できないというのは何の意味もない、根拠がない。それは平常時の情報管理です。平常時には社内でも稟議書があったときは「5W1H」を書かないと、上司から何だこれは、抜けているのではないかとと言われる。これは平常時の情報管理です。緊急事態には「5W1H」がわからないことはみんながわかっている。したがって、緊急事態時には平常時と違う情報の開示の仕方、スタンスで望まなければならないのが当たり前。この乖離が実は今までマスメディアから批判されてきたということです。

3番目は、記者会見というのは定時、定期的に公表していく。重要な案件の場合には、ニュース性が高い場合には、本当に30分刻みだろうと1時間置きだろうとどんどんやっていく。少なくとも定時、定期ということは、午前10時、午後4時半、1日2回の定例記者会見をやる。こういうようなことが必要かもしれません。

実は、営団地下鉄が日比谷線脱線事故に遭ったとき、5日間にわたってこれをやりました。午前10時と午後4時半。したがって、この5日間は、ここに行く时必须最新の情報が1日2回得られる。したがって、80人からの記者はいつもそこに決まった時間に肅々と集まってくる。不測の事態が発生したときに、メディアにニュースが伝わらないというのは必ず疑惑と批判と勝手な報道、勝手な報道というのは語弊がありますが、メディア自身が取材源を探し求めて報道しているということになります。

4番目、当然ながら、不測の事態が発生したときには、その問題が大問題であるのか、何の情報が必要なのかということは組織の論理よりも、やはり社会的な視点から考えた方がいいということが言えます。幾ら行政側がこれは出すべきでないと言っても、メディアがそれはおかしいではないかという視点で、なぜそういう情報を早く開示しなかったということで批判されたら、今まで培ってきたやり方が全部批判の対象になってしまいます。そして、今後は速やかに公表するようにしますということを約束させられるのでは、初めからそういうことをやった方がいい。

ということで、平常時と緊急事態ではまるでスタンスが変わります。高速道路で事故が起きると途端に渋滞するのと同じように、高速道路は時速80kmで走ることが前提でつくられている。事故が起きることを前提に考えていないから、当然ながら渋滞が起きる。一般に組織というのも緊急事態を想定してつくられておりません。全部、平常時の最も効率のいい情報伝達と動きをするためにつくられている。したがって、現場で不測の事態が起きた情報が逆流するときには、とてもギクシャクしてしまうんですね。こうすることで、組織体制が今回はこういう新たな縦断的、横断的な組織ができましたけれども、平常時と違う組織と考え方で取り組まなければいけないということになります。

時間をちょっとオーバーしましたが、私の話はこれで終わりにしたいと思います。

○丸山座長　どうも田中先生、ありがとうございました。

今の先生の御講演に対しまして、何か御質問なりあるいは御意見なりがございましたら、若干時間を設けておりますのでお受けしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○本間委員　遅れて申し訳ございません。こうやって緊急のときに、しかるべきキーパーソンがおられれば、それなりの仮に決断ということが申せるとは思いますけれども、それがたまたま連絡がとれない、とりにくいという状態で、今の話ですと2

時間過ぎてしまうということもままあるのではないかと思います、この辺お聞かせいただけませんか。

○田中専門委員 おっしゃるとおりですね。要は、組織対応というのは何かというと、キーパーソンがいないときにどうするか、社長がいないときには誰がスポークスパーソンになるかというということは、やはり決めておかなければいけませんね。こういうことで、組織というのは組織で動いているわけですから、その誰かがいないことによって組織が全然機能しないということではおかしいわけです。これは、外から見ておかしいことなんです。したがって、やはり批判の対象になりますので、ナンバー 1 がいないときにはナンバー 2 が対応する。したがって、民間企業でそういうトレーニングをやっているわけですね。緊急記者会見のトレーニングを非常にいろいろなところでやっております。万が一に備えて、誰になるかもわからない。したがって、役員になると、そういう緊急記者会見のトレーニングというのはよくやるんです。こういうことで、絶対にナンバー 1 でなければならぬということではないと思います。組織を代表して説明する。だから、そういう体制が実は大事だと思います。ナンバー 1 が海外に行ったときなどは非常に困りますからね。

○元井座長代理 スcoopなり情報開示なり、とにかくスピードが大切だという今のお話だったんですが、正確さについて、例えば某テレビ局の報道で、所沢の野菜のダイオキシン汚染問題が訴訟にまで発展し、結果的には報道内容の誤りに対しての判決結果が出されました。あの報道については、スcoop的なスピード性はあったが、報道内容が不正確であったという報道におけるスピードと正確性との矛盾性が問題になっていると思いますが、このあたりはどのように考え対応すべきなのでしょう。

○田中専門委員 すぐ誤りの記者会見すべきだったんですね。しなかったでしょう。ずっとあのまま通して裁判になりましたよね。結局、不測の事態の発生時というのは情報が飛び交います。最初の情報よりも後から来る情報の方が正しいというのは当たり前です。だから、1 時間置きだろうと 30 分置きだろうと、どんどん新しい情報が入ったら伝えていくというのが非常に重要なポイントなんです。メディアは最初の情報が間違えているということはしょっちゅう、彼ら自身が経験していることです。よく理解してくれるんです。問題は、それを最初の発表にした話をずっと何回も、メンツか何か知らんけれども、こだわるからおかしくなってしまう。

緊急事態の情報というのは、のりしろみたいにどんどん実は変わっていくんだと。新しい情報で正しくなるんだということは、メディアはわかっている。だから、新聞の早版と遅版で、まるでニュースの中が違うということはよくあるでしょう。あれは、新しい情報、正確な情報に変えていくからですよ。そういうようなこと自体をメディアは持っているんですから、最初の情報が誤ったらすぐこういうふうにやっていけばいいということですね。ただ、その説明の仕方は、2回目の訂正の場合には、もっとインパクトのある訂正をしないとダメかもしれませんね。ここがまた、インパクトのある訂正の仕方というのがあるんです。

○小泉専門委員 受け手の方は本当に様々な人たちがいるわけですが、その場合に単に発信を2時間以内にすればいいのか、やはり何らかの指針なり、では、油が流れたからどうしたらいいんだというところまでやらないと、更に混乱を起こすようなことになるのではないかという懸念を持っているんですけれども、その辺はどのように御指導されているんですか。

○田中専門委員 例えば、地震と津波を考えればいいんです。まず、地震が発生したということを伝えなければ津波の情報は流れませんよね。今は、当然のことながら地震情報がすぐ出て、津波情報がすぐセットできます。つまり、これが実は教訓から学んだクライシス・コミュニケーションなんです。まず、伝える。その後に来るもの、だから、油などもまず油が流れた、更にこれだけの量だ、それをどうするかというものは当然ながら、いろいろなネットワークと人的な問題がありますから、物理的な状況がありますから、また更にその1時間後、2時間後、とにかく決まり次第どんどん出していく。全部そろってから説明するのでは手遅れだと思いますね。災害情報で、地震が起きたということと津波ということで、むしろ津波の方がはるかに災害としては怖いということを気象庁かどうかは知らないけれども、経験的に学んでいるからあれをセットにするんですね。あれがもし津波情報が遅れると、地震で終わったと思ったら、もっと大きな災害になる。あれはクライシス・コミュニケーションのまさに生きたケースだと思います。とにかく私はスピードではないかと。

いい例が119番と110番が国の機関としてありますね。あれが電話1本で動きますよね。身元確認して申請書を出して、上司に申請を上げて優先順位を決めてから救急車で行きますなんていうことはありませんね。あれは、行政の中でも生命と財産にかかわる問題は、とにかく電話で結構だと。つまり書類でない、通報でいいん

だと。それで動くということが既に実行されているわけですね。この発想が、私はいろいろなこれからの不測の事態発生時の国民の健康と安全を守る上の1つの情報の取り組み方に非常にヒントになるような気がするんですよ。その代わり、酔っ払いが119番したり、110番したりするという悩まされるケースはあるかもしれませんが、あの仕組みというのは何を原点とするかということとスピードなんです。すべてがスピードなんです。

○丸山座長 ほかにございましょうか。

前回論議したことを踏まえて感じたことは、「迅速かつ適切」という表現をいたしました。今、先生のお話を聞いていると、適切などというのはむしろ考えなくてもいい。どんどん迅速で、更に迅速などという抽象的ことでなしに、時間までを盛り込むぐらいのことをしないといかんような感じがしたんですが、ほかにいかがでございますか。

事務局長の方から、御質問なり何なりございましょうか。

○梅津事務局長 今の小泉先生の御質問に関連するんですが、行政というのは常にアクションを求められますから、何か対応の案を持っていないと、単に一方的に情報を知らせるだけでは無責任ではないかという批判を恐れるところがありまして、対応とセットで状況を説明するというのが通例ではないかと思うんです。それから、対応抜きのあるいは正確な言わば状況評価なしの情報提供というのは、いわゆる無用の混乱を招くということをもたまた懸念する場合がございます、詰まるところ、その兼ね合いというか選択をどうするかという手順に置かれるんですけども、そういうものも言わば無用の取り越し苦労だということなんでしょうか。

○田中専門委員 無用かどうかはわかりませんが、ただ問題はこういうことだと思います。その対応策を決定するまでにものすごく時間がかかったりします。ものすごくというのは、一般国民の感情から見て。役所としては満を持してやったけれども、実は出し遅れだったと。俺は既に別のやり方をとってしまったというようなことで、別の批判が生じたのだとすると、やはり役所の出し方をもっとスピードアップすべきだと、当然そういう声が出ます。したがって、私が申し上げたいのは時限なんですよ。2時間以内に最初の情報を出すということは、2時間以内に最小限の対応策も考える。こういう時間を区切らないと、人間の頭というのはフル回転しないと思うんです。2時間以内というと必死になって実はとりあえずの対応策も考えられると思います。ラフであるかもしれませんが。

そういう意味で、時間を決めるということがいかに、あらゆる意味でマイナスにならなくてプラスになるか、そういう感じがします。人間の感覚として災害が発生した場合には、半日単位ではだめですよ。鉄砲水などというのは10分単位です。ですから、2時間というのは、一般的な意味の不祥事を含めた事故・災害の2時間ですが、実際の災害の場合には10分ルール。ある電力会社の社長が、うちは原子力発電所があるので30分ルールにしますと。あらゆる組織内の問題が30分以内に本社の危機管理チームに入る。31分後に社長の耳に入るというルールをつくっている会社があるんですよ。これなどは私が2時間と言ったら、そんなものはだめですと。そういうことで、やはりそれは置かれているテーマとか案件によりまして、食べ物の場合はまさか10分というわけにはいかないですね。食べ物の場合は消化する、食中毒だって8時間か何かかかるでしょうから、何時間単位でしょうけれども、とにかく、私は時限を決める。これによって、あらゆる流れが変わってくると思うんです。

○本間委員 類型の話になりますけれども、例えば、この食品安全委員会ですと、言わばデータ主義というか、ある検査の結果が出るまでに一晩かかるよと、そういうほとんど動けない状態が続くことが大ありだと思うんです。そういうときに、事態は変わっていないんだけど、紋切り型の会見を同じことを2回繰り返してしまふことは大ありだと思うんですが、その辺の知恵といたらいかがでしょうか。

○田中専門委員 例えば、今こういう検査をやっているんで、それまでに例えば20時間かかるという情報を出すか出さないかですね。出さないまま20時間経つのでは、これはブラックボックス。行政は何をしているんだという声が生まれます。したがって、刻々情報を出す。実は例のニューヨークテロのときに、あるお得意様から、今日午前中どうしたらいいかという相談がありましたので、1時間置きに記者会見をやりなさいと。しかし、海の向こうの情報だから、本社にだって全然情報が入るはずがない、メディアもそれは全部知っている。ただ、この会社が1時間置きに、依然として行方不明者は何人だ、依然として状況わからず、1時間置きに記者会見をやるのが、この問題に御社が真摯に取り組んでいるかをアピールすることだから、動きがないから午前何も公表しないというのと、1時間置きに依然として変わりませんと言うのでは全然違いますよということをアドバイスしました。偶然なことながら、それから10日後に開かれたある危機管理のシンポジウムで、それを取材したある新聞社の社会部デスクが、こういう不測の事態にはこういう情報の

開示の仕方もまたあるんですねということで紹介してくれたんです。私も、やはり間違いでなかったなと安堵しました。今のように検査が長引く、その中間報告をやはり変化がなくてもしていくということは必要かもしれません。

○本間委員 何か弁解がましいような気になってしまって、同じことを2度言うことはかえって混乱の追加になるのではないかと、ヘジテイトすることが大ありだと思うんですね。そういうときに、仮に分析が24時間かかるよという場合でも、例えば、多少手法を少し説明するとか、何か説明するという要因を加えるだけでも効果的になるんでしょうか。

○田中専門委員 物すごく効果的だと思います。どういう意味の効果かということ、この問題に対して行政当局が物すごく真剣に取り組んでいるということが、経過報告するということで実はアピールできるわけです。そういう意味の効果は大変高いと思いますね。

○本間委員 とかく専門家を意識してしまうと、何法でやればこれは何も変化がないんだよという静止状態のプロセスですね。だけれども、そういうときに一般に説明するというようなスタンスでやれば、ある程度話せる部分も出てくる、それでもよろしいんでしょうか。

○田中専門委員 そうなってくると、物理学とか化学ではなくて、まさに心理学なんです。これは吉川先生の御専門ですが、心理なんですよ。だから、この心理を無視してはクライシス・コミュニケーションは、コミュニケーションそのものはあれですからね、と思いますが。

○春日専門委員 初めに発表型報道を行うことが大切だと伺いましたけれども、何を緊急事態だと判断して、何を発表すべきかという決断を下すところが一つ難しいところかなと思うんです。この緊急時対応の専門調査会でも、どういう場合に食品安全委員会が対応すべきかということで前回非常に議論があったんですが、それにも関係しますけれども、最初の決断を下す場合には、そのときにも社会的な論理を十分に勘案すべきと考えてよろしいんでしょうか。

○田中専門委員 そのとおりです。私は、何か不測の事態が発生したとき、敏腕な社会部記者の視点に立って考えなさいということをいつもアドバイスしています。つまり、組織でこれは大丈夫だろうと思っても、敏腕の社会部記者がそれはおかしいのではないかと言ったら、もうだめになってしまいうでしょう。そうかと思うと、組織の方でこれは大変だと思っても、メディアがそういうことだったらよくわかりま

したと答えれば、大きな問題にならない。結局、組織における危機とか批判というのは、誰が判断するかというとメディア側ですね。社会の代表と言われているメディアが判断する。したがって、私は敏腕なジャーナリスト、敏腕な記者の視点に立って考えれば、これは公表せざるを得ないのではないかと、これは相当関心と呼ぶのではなからうか、これは相当誤解を生むのではなからうか、例えばそういうようなことで対応策を講じなければいけなくなりますね。だから、例えば物理学、化学の専門家から言うと、これは別に大したことはないし心配ないと思っても、知らない人から見ると、例えば、青酸カリだとか名前を聞いただけでびっくりすることがあるではないですか。それと同じで、敏腕なジャーナリストの視点に置いて考えた方が、はるかに実は現実的には不必要な非難とか誤解を生まないで済む。判断も実はそこに置くようにしているんですよ。

○春日専門委員　ありがとうございました。

○丸山座長　ほかにございましょうか。

田中専門委員は特別講演で今日だけというわけではございませんので、委員でいらっしゃいますので、先生には今、大変御丁寧にお答えいただいたんですが、こういうことはこれからの論議の中にも出てきて、先生はいつもいらっしゃるので、その時々にもまた適切な御意見をいただきたいと思っております。どうも先生、ありがとうございました。

それでは、今の田中先生のクライシス・コミュニケーションの重要性については、今日の御講演あるいは皆様からいただいた御意見などを踏まえまして、できるだけ基本方針とかあるいは運用上に留意していきたいというふうに考えていきたいと思ひます。

それでは、次の議事に移らせていただきます。次は、先ほども申し上げましたように、食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項というものがござひます。皆様のお手元には参考資料として基本法がありますので、その第 21 条第 1 項に規定する基本方針ということについて御審議いただきたいと思ひます。この議事につきましては、最初に事務局から御説明をいただきまして、その後御意見を賜りたいと思ひしておりますので、これを議題にする趣旨等を含めて、事務局の方から御説明をお願いしたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

○杉浦情報・緊急時対応課長　それでは、お手元の資料 2 をごらんいただきたいと思ひます。平成 15 年 10 月 15 日付で、内閣総理大臣から食品安全委員会委員長あ

てに食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項について、食品安全委員会の意見を求める旨の諮問をいただいております。

資料の 2 ページの 1 にございますように、基本的事項につきましては、食品安全基本法第 21 条第 2 項において「内閣総理大臣は、食品安全委員会の意見を聴いて、基本的事項の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない」とされております。

2 にございますように、ここで申し上げます基本的事項というのは、食品安全基本法の第 11 条から第 20 条までにおいて、食品安全の確保にかかる施策を策定するに当たっての基本的な方向性が示されているわけでございますけれども、この基本的事項は、これらの規定に基づき講じられる各般の措置について、それらを実施する上で望ましい方法、手順など、その実施のための具体的な方策を定めるものでございます。具体的には、第 11 条から第 20 条まで、そこに から まで掲げてあります 10 項目について定めることにされております。

3 ページ以降に食品安全基本法の関連条文がございますけれども、第 11 条に食品健康影響評価の実施、それから、第 12 条に国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定、第 13 条に情報及び意見の交換の促進、第 14 条に緊急の事態への対処等に関する体制の整備等ということで、「食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止に関する体制の整備その他の必要な措置が講じられなければならない」と定められております。

第 15 条以降に関係行政機関の相互の密接な連携とか、第 16 条に試験研究の体制の整備等、第 17 条に国の内外の情報の収集、整理及び活用、第 18 条に表示制度の適切な運用の確保、第 19 条に食品の安全性の確保に関する教育、学習等、第 20 条に環境に及ぼす影響の配慮につきまして基本的な方針が定められておりまして、その次の第 21 条に「政府は、第 11 条から前条までの規定により講じられる措置につき、それらの実施に関する基本的事項を定めなければならない」とされております。更に同条第 2 項、ページをめくっていただきたいと思いますけれども「内閣総理大臣は、食品安全委員会の意見を聴いて、基本的事項の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない」と定められているわけでございます。

この基本的事項につきましては、食品安全委員会では企画専門調査会というものが設置されておりまして、ここで議論されることになっているわけでございますけ

れども、食品安全委員会の下にそれぞれの専門家を集めた専門調査会というものが設置されておりますことから、基本的事項のうちリスク・コミュニケーション、先ほどの条文ですと第 13 条に定められております情報及び意見の交換の促進、それから、緊急時の対応、これは第 14 条の規定でございますが、この 2 つに関する部分につきましては、まず、専門調査会で御議論いただいて、その意見を踏まえて企画専門調査会で議論して、更に食品安全委員会本体で審議いただくということが 10 月 16 日の企画専門調査会で決定されております。

それから、資料の 2 ページに戻っていただきたいんですけども、最後に「策定の時期」という項目がありますが、基本的事項の策定の時期につきましては、来年 1 月の閣議決定が予定されております。

以上が、基本的事項の位置付けでございます。

次に、資料 3 をごらんください。「緊急の事態への対処等に関する体制の整備その他の必要な措置の実施に関する基本的事項項目（案）」について御説明いたします。

まず、2 枚目をごらんいただきたいんですけども、横長の表がございます。左から条文、検討項目、現状、今後の方向と 4 つのカラムから構成されております。

まず最初のカラム、条文ですけれども、先ほど読ませていただきました食品安全基本法第 14 条の条文を記載させていただいております。

2 つ目のカラム、検討項目ですが、これは事務局で基本的事項を策定するに当たりまして、必要と考えられる項目を 1 「基本的考え方」、2 「緊急時の情報連絡体制」、3 「緊急対策本部の設置」、4 「緊急時対応の方法及びマニュアルの作成」ということで、4 つの項目が考えられるのではないかとということで挙げさせていただきました。

それから、3 つ目のカラムの現状ですけれども、これは食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省における現在の状況を記載しております。この専門調査会の第 1 回会合で厚生労働省、農水省における緊急時の取り組みについては説明していただいたんですけども、更に第 1 回、第 2 回の会合の議論を踏まえて、当委員会の緊急時対応基本指針（暫定版）というものが作成されましたので、それについても第一段落で説明させていただいております。

更に、4 つ目の今後の方向ですが、基本的事項に記載する内容となるエッセンスを記載させていただいております。これは、第 2 カラムにあります検討項目と対応

する形で記載させていただいているんですけれども、まず、基本的な考え方につきましては、食品の安全性の確保は国民への健康への悪影響の未然防止が最も重要。それから、農場から食卓につながるフードチェーンを通じた情報収集、状況把握の必要性。関係府省の十分な連絡・連携の必要性。消費者への適切・迅速な情報開示といった項目が、基本的な考え方として含めるべきではないかということで挙げさせていただいております。

それから、2番目の緊急時の情報連絡体制でございますが、平時からの都道府県、保健所などを通じた食品事故などの情報収集・伝達体制の整備。それから、関係府省間における緊急事態として通報を要する場合と、そのルートの確立、この2つが重要ではないかということで挙げさせていただいております。

それから、緊急対策本部の設置ですけれども、緊急対策本部を必要に応じ適切に設置。緊急事態に対応するための関係行政機関における組織体制の整備、この2つを挙げさせていただいております。

それから、4番目の緊急時対応の方法及びマニュアルの作成ですが、食品安全委員会と関係行政機関は連携して、国がとるべき対応について緊急時対応マニュアルを作成・公表するとともに、食品の安全性に対するハザードのうち主要なものについては、個別に緊急時対応マニュアルを作成すべきというような内容になっております。

1ページ目に戻っていただきたいと思いますけれども、今、御説明いたしました2枚目の表から検討項目と今後の方向を取り出したものでございます。今後、基本的事項を検討するに当たって、たたき台ということで用意させていただきました。本日ここに掲げました項目あるいは小見出しの部分につきまして、何か不足する部分とか必要がないと思われるような部分がございましたら、御教示いただければと考えております。

○丸山座長　ありがとうございました。

今の御説明でおわかりだと思いますが、もう一つ確認しておきたいのは、前回までに論議をしてつくられたいわゆる暫定版、今日皆様のお手元にございますが、それと今回の基本的事項というのはどういう関係にあるのか、もう一度このところをクリアにさせていただいた方がよろしいかと思うんですが。

○杉浦情報・緊急時対応課長　前回、策定していただきました緊急時対応基本指針（暫定版）は、あくまでも食品安全委員会がとるべき緊急時の対応を食品安全委員

会の視点から定めたものでございます。今回、御意見をいただきたい基本的事項というものは、食品安全基本法に規定されているものでございまして、食品安全委員会だけでなく、関係行政機関を含む政府全体としての緊急時対応の具体的な体制の在り方を定めるものでございます。位置付けとしては、各関係行政機関にそれぞれに緊急時対応基本指針というものが定められている、あるいは定められることになるかと思うんですけれども、それを統合するものといえますか、あるいは各関係行政機関は、この基本的事項をベースに基本指針を定める、マニュアルを定めるという位置付けになるのではないかと考えております。

○丸山座長 あくまでも前回暫定版としてまとめたのは、安全委員会の中の話であって、今回は政府全体の基本的事項ということでございますね。それをこの緊急時対応のこの調査会では、特に緊急時の基本事項を定めておいて、それを安全委員会から各関係省庁の方に広げていくという関係だと理解してよろしいわけですね。

○杉浦情報・緊急時対応課長 そういう理解でよろしいかと思います。

○丸山座長 よろしゅうございましょうか。

そうすると、具体的には資料3の1ページにあります、この基本的事項というのは、答申にあります から まで、これは基本法の第11条から第20条までが項目ごとに大体出ているということでございますが、このうちの の特に緊急の事態への対応に関する体制の整備ということをより具体的に整理したものが、資料3の1から4にあると考えて、ここについて皆様の御意見をいただきたいということによろしいわけですね。

それでは、この資料3に従いまして、緊急時対応に対しての基本的な考え方、それから、緊急時の情報連絡体制、緊急対策本部の設置、緊急時対応の方法及びマニュアルの作成という4点につきまして、御意見をいただきたいと思います。

○近藤専門委員 質問してもよろしいでしょうか。4番の後段の方ですが「食品の安全性に対するハザードのうち主要なものについては、個別に緊急時対応マニュアルを作成」とありますが、これはどのようなことを想定されているのでしょうか。

○杉浦情報・緊急時対応課長 ハザードごとのマニュアルというのは、ハザードという切り口で省庁を横断的な視点から定めるマニュアルというものを考えております。具体的に、それが個別の例えば病原性大腸菌O157のマニュアルとなるのか、あるいは微生物による食中毒のマニュアルとなるのか、どういうレベルのハザード別になるのかというのは、ここでまた議論していただければと考えております。

○丸山座長 近藤先生の御意見では、ということですか。

○近藤専門委員 余り個別になり過ぎてしまって、マニュアルが機能しなくなるといかなと思いましたが、その付近がどんなものかなと思ひまして。

○丸山座長 多分、O157 とか先ほど田中先生のお話にあったセラチアの場合やVREなど、こういうことには恐らくならない。具体的にそんなものはつくれないですよ。また意味もないだろうと私自身は思っているんですが、どうなんでしょうか。

○梅津事務局長 おっしゃるように、それぞれの病原菌ごとのマニュアルをつくるというのは、およそ意味のないことだと思います。ただ、例えば、例えがいいかどうか分かりませんが、数年前のJCOのような原子力災害に関連して、その周辺の農作物や食料が汚染されていった問題と、微生物なり食中毒というのは大分性格が違ふと思ひますし、海外で新しい知見が出て、それが日本では安心しきっていたけれども、あるいは日本でも潜在的なリスクがあったかもしれないという問題については、大分質の違ふ問題かもしれません。そういった性格の異なるハザードについて、どこまで細かなものをつくるかは別にしまして、基本的な枠組みを考えておくというのは、意味があるのかなというようなニュアンスでございます。

○丸山座長 近藤委員、よろしいでしょうか。

ほかに御質問でも御意見でも、できるだけ御意見をいただきたいんですが。

多分、全部これを決めてしまうということはこの場ではできないだろうと思ひますので、できるだけ自由な御意見を今出していただいて、資料3を骨子にして、更に案をつくっていくという順番になると思ひます。そう考えていいですよ。ということです、どうぞ、どの角度からでも結構でございますので、御意見をいただきたいと思ひます。

○田中専門委員 では順序不同で、3番目の緊急対策本部の点なんですが、必要に応じ適切に設置ということですが、民間企業で随分マニュアルと緊急対策本部の設置をしてきた経験から言ひますと、緊急対策本部というのは固定した場所につくらないといけないんですよ。つまり、全員がどこのビルの何階のどの部屋に集まるか。そうすると、地震が起きても台風が来ても、とにかくそこに駆けつける。だから、場所を限定してしまうということ、これを公表しておくことですね。それから、対策メンバーが2時間以内に集まらなかったら、そのメンバーは不測の事態で来られないのだろうということで、その代わりにナンバー2が来ると。対策委員

のメンバーも常時決めておく。そういうふうに全部あらかじめ平常時から決めておかないと、その都度場所はどこだとか、何時までに集まるんだということを一々連絡しなければいけません。ですから、第一報があったら2時間以内に召集。それから、どこそこに集まる、メンバーは誰それ。メンバーが集まらないと対策本部が開けないことがあるんですよ。例えば、さっきのナンバー1が来ないと。緊急対策委員長が来ないから、ほかの全員がそろっても動けない。そういう場合には、2時間以内に来なかったら、もうこの人はある事情で来られないんだということで、ナンバー2が対策委員長になるという形で、どんどん規定するということが極めて大事だと思います。どういうイメージでこれをやられているかわかりませんが、

○本間委員 今の田中専門委員の続きになるわけですが、我々はいわゆるお役所ですね。そうすると、規制の官庁と組み合わさって存在している、そこでお役所組織、連合組織の中でどこに本部を設置するかという、我々自身が本来決め得るかあるいは状況によって置く場所を変えるということと両方あると思うんですが、この辺はいかがでしょうか。我々話はしておりますけれども。

○田中専門委員 それがまたスピードにかかわってくるわけですね。変な話ですが、でも、どんどん官は民の発想を導入していかないと、メディアは全部民の視点で見ますから、そういう比較において、対策本部はどこか、まだ未定だと、これから検討するでは、それだけでもう非難というか後手後手になるという印象を与えますね。せっかく大同団結した柔軟的な食品安全委員会であれば、場所を決めておくというのは本来だと思いますね。

○丸山座長 先ほどからの田中先生のお話を聞いていると、ここに書いてあることはすべて抽象的で、模範答案の全文みたいだというふうになってしまっているんですね。私もそうとらえています。ですから、多分、田中先生の御意見では、うんと具体的にこういうものをつくっておかなければ、マニュアルにもならなければ対策本部にもならないのではないかという御意見だろうと思うんですね。確かに、本間委員の御心配される役所の枠組みというものをどうしても考えなければいけない、そういう現実性もあるわけですが、その辺りをどうしていくかということだろうと思うんですが、事務局で何かお考えを示していただければと思います。

○杉浦情報・緊急時対応課長 ただいまの田中専門委員からの御提案ですが、先ほど説明申し上げましたように、この基本的項目というのは、食品安全基本法に

定められております基本的な方針を実施する上で望ましい方法、手順など具体的な方策を定めるものではございますが、この「基本的事項」という名前のとおり、どこまで詳細に書き込むかという問題がございます。ほかの9項目とのバランス等もございますので、場合によっては反映させることができるものについては、この基本的事項の中に書き込みたいと思いますが、そうでない場合でも4にございます基本的事項に基づいて作成する国がとるべき対応についての緊急時対応マニュアルに規定するか、あるいは運用上の留意点という形で対応させていただくということと考えております。

○丸山座長 例えば、この緊急時対策本部の設置にしても、必要に応じ適切に設置というのはいいんですが、更に関係するところで具体的なところまで決めておくことが必要だとか、そういうようなことを盛り込むことはできるんですか。単に適切に設置ということでなしに、具体的に対策本部をどこにとか、どういうふうにしてそれを設けるというようなことまで基本的事項の中に盛り込んでおくと。あと、それが各省庁でもってとか関係するところでそれをどうするかというのは、そのところで決めていくと。単に必要なとか適切にというだけでなしに、具体的なことまで決めなさいよというようなことを、この基本的事項の中に盛り込んでおく、それはできるんですか。

○杉浦情報・緊急時対応課長 それは可能かと思えます。具体的には、ここで言う緊急対策本部というのは、内閣総理大臣を本部長とする緊急対策本部というものを想定しておりますので、申し上げましたように、どこかと言えば内閣の中、それから、構成メンバーは総理大臣を本部長として、関係各大臣が構成員になるのではないかと考えております。当然、それを迅速にというか早急に設置するという観点から、連絡先といったものは基本的事項とかあるいはマニュアルに書くということにはならないかと思えますけれども、そういったものも事務局の資料として、これから整備していくということになろうと思えます。

○小泉専門委員 ちょっと私自身、混乱してしまったんですけども、この指針を見ますと、緊急対策本部の設置という項目があるんですね。それには今、事務局がおっしゃったようなことが書いてあるんですが、そうすると、今度の基本的事項とここの指針で、例えば8項に書いてある緊急対策本部を設置というのは、どういう関係になるのでしょうか。

○杉浦情報・緊急時対応課長 前回策定いたしました基本指針は、あくまでも食品

安全委員会が緊急時にとるべき対応ということで定めたものでございますので、重大な食品事故等が起こって緊急対策本部を設置する必要がある場合には、担当大臣にその旨助言すると。そこまでしか食品安全委員会としては権限がないということで、そこまでの規定にとどまっております。

今、検討しております基本的事項につきましては、政府全体が緊急時にとるべき対応ということで、対策本部の構成とか実際にそういう助言を受けて設置される緊急対策本部の構成といったものも、ここで定めたいと考えております。

○小泉専門委員　そうしますと、対策本部が屋上屋みたいな形になるのではないのでしょうか。委員会にもある、それから、各省庁にもあるかもしれない、また政府全体でもこういう緊急対策本部というものが置かれていて、ますます先ほどからの迅速性というものに欠けてくるおそれがあるのではないかと思うんですが。

○杉浦情報・緊急時対応課長　食品事故等の重要度のレベルによって関係省庁の調整が必要な場合には、官邸に緊急対策本部というものを設置することが必要になるかもしれませんし、それから、それほど重要でない場合には、各リスク管理機関内部での緊急対策本部の設置にとどまるということで、これは決して屋上屋を重ねているものではないと考えております。

○本間委員　すみません、重要度のレベルは最初からわからないんですよ。やっけていてわかるのであって、要するに、最初のうちは大したことがなかったけれども、これは総理大臣がやらなければならないとか、いや、どうってことはない保健所で終わりだよとか、やはりその仕分けをしようとすれば、さっきの2時間ではないけれども、一晩平気で経ってしまうということになりませんか。そこはすごく問題だと思います。

○元井座長代理　今の小泉専門委員からお話がありましたけれども、今私たちが討議するというものがどこに位置付けされているのか、どういう役割でそれがどういうふうに動くのかという、その位置付けがよくわからないんです。ですから、はっきりと討議のしようがないというような感じで戸惑っているんですけども。

○丸山座長　それで、私も先ほど事務局の方に、前回つくった基本指針（暫定版）と今日のこれはどう関係があるのか、もう一度整理をして御説明をいただいたわけです。私がわかりましたと言ったのは、前回の基本指針（暫定版）というのは食品安全委員会の中の話であり、そして、今日討議していただくのは、政府全体としての基本方針というものを決めていくのだと理解しました。この専門調査会は緊急時

のだから、緊急時に関する基本的な考え方あるいはやらなければいけないものをここから発信しておく、そういう仕分けだと聞いたので、そうですか、わかりましたと私は言ったつもりです。しかし、まだそのところは、両者の関連が屋上屋を重ねるのではないかというような懸念というものも委員の中にもあるし、私も完全にそこはわかっているわけではないので、もう一度、基本指針と今日の検討事項のところをクリアに御説明いただけるとありがたいですが。

○杉浦情報・緊急時対応課長 資料３の２ページをもう一度開いていただきたいんですけども、横長の表の３番目、現状のところなんですが、今、関係府省にそれぞれに緊急時対応の基本指針、名称はいろいろ異なるわけですけども、各行政機関が緊急時にとるべき対応を定めました指針あるいは要領といったものが定められているわけでございます。食品安全委員会には緊急時対応基本指針、それから、厚生労働省には厚生労働省健康危機管理基本指針等、それから、農林水産省においても暫定的な危機管理マニュアルを作成中と聞いております。このように、各関係府省には対応指針といったものが存在するわけでございますけれども、政府全体の対応指針というものは定められておりません。この食品安全委員会の基本指針につきましても、あくまでも食品安全委員会が緊急時にとるべき対応について定めたものでございまして、例えば、基本指針の暫定版の３ページの緊急時対策本部の設置につきましても、食品安全委員会としてできることは緊急事態のうち、特に政府全体として緊急時の対応を行うべき事態と判断した場合には、食品安全担当大臣に緊急対策本部の設置を助言すると、ここまでしか行う権限もないということで、ここまでの規定になっているわけでございます。ほかの省庁の基本指針については、詳細には存じ上げておりませんが、恐らく各省の役割の範囲内での基本指針、内容にとどまっているかと思います。

今回、審議していただくのは、そういう省庁レベルのものではなくて、政府全体としてとるべき対応について基本的な事項を定めるように諮問されたということで、今、御審議いただいているということでございます。御理解いただけたでしょうか。

○見上委員 ちょっと補足させていただいてよろしいですか。例えば、例を挙げるといいと思うんですけども、原子力発電所が爆発したと。そういうときは当然、内閣では緊急時対応の組織をつくります。その質によって、原子力発電所が爆発したというようなときは放射線汚染による食べ物とか、そういう食べ物のときに食品

安全委員会が入っていくわけですよ。それと、原子力発電所だから別の省庁も入ってきますよね。ですから、あらかじめなかなか質によって設定できないということだと思います。別の例ですが、例えば、バイオテロがあったとします。その場合、ペスト菌だとか炭疽菌だとかの場合は、人がやられると同時に家畜が病気を起こして、その食べ物に関して必要であったときに我々の委員会がその中に入っていく。だから、今日の参考資料3の2ページ目を見ていただくと、多分おわかりになると思います。この右側に書いてあります。私の理解では、この緊急対策本部というのは内閣府に設置するもので、危機要因というか、その質によっていろいろなメンバーが入っていくような感じだと思うんです。ですから、食べ物に関する緊急時対応が必要なときは我々も入っていく、厚労も入っていく。それが家畜であれば農林も入っていくと、そういう理解でいいんですよ。それでわかりになったでしょうか。ますます混乱しましたか。

○丸山座長 前回までにつくったものは、緊急時対応の基本的な考え方をまとめたものですから、それが内部のものであろうと基本指針そのものではないのかと。それが何でまた省庁を越えたものとして別々につくるんだということが解りにくいんです。小泉先生の御意見とはちょっと違うかも知れませんが、これに対してはどう答えられますか。

○杉浦情報・緊急時対応課長 前回つくったものは政府全体のものではなくて、あくまでも食品安全委員会が緊急時にとる措置を定めたものでございます。一番理解しにくい原因というのが、食品安全委員会も含めて関係省庁の基本指針というものが既に定められた状況下でこの基本的事項を検討するという、本来であれば順序は基本的事項があって、それに基づいて各省庁の基本指針が策定されるということであれば、もっとわかりやすいのではないかなと思うんですけれども、位置付けとしては、一番基本になるものが順序として最後と申しますか、順序が逆になっているのでちょっと理解しにくいのではないかなと思いますけれども、本来であれば基本的事項があって、これをベースに各省庁の緊急時の対応の在り方というものが決められていくべきものなんです、この食品安全基本法が今年7月に施行されたこともあって、順序が逆になっているということが理解の妨げになっているのではないかなと思います。

○丸山座長 先ほど課長がおっしゃったのは、リスク管理を担当するところは、厚労省であれば、既に健康危機管理というのがありますが、そうしたところでも一貫

して、食品安全委員会からの緊急事態への基本方針というものをつなげられるように、これだけのものは盛り込んでくださいよというふうに考えてもいいんですか。

○杉浦情報・緊急時対応課長 はい、そういうことでございます。

○丸山座長 小泉先生、いかがですか。あるいは元井先生。

○渡邊専門委員 ちょっと確認というか、ここの緊急時対応専門調査会というものの役割は、暫定版の2のところに書いてあるとおり、各省庁では対応し切れない横断的なものも扱うというのがここの委員会のあれですよ。そこで、もっと緊急であるということになった場合に、大臣が内閣に言って政府全体として対応すると。ですから、ここで取り扱っている以外のものが内閣に行くということはありません。そうではないんですか。例えば、ピラミッド方式がどうなっているかというのは、各省庁で対応できるものは省庁で対応すると。それを横断的に対応するのがこの食品安全委員会であると。食品に関係して。そのうちのもっと重大なものを政府に上げると。でも本来は、ここで挙がっているものが政府全体が見るといぐらいの位置付けなのかなと感じていたんですが、そうではないんですか。余り複雑にし過ぎていると思うんですが。

○杉浦情報・緊急時対応課長 そういう理解でよろしいかと思うんですが、この食品安全委員会の基本指針は、あくまでも食品安全委員会のとるべき対応ということで書いたものでございますので、それは先ほど申し上げましたように、緊急対策本部の設置につきましては、食品安全委員会としては担当大臣に設置を助言するところまでしか規定されていないということでございまして、今、審議いただいております基本的事項に定める緊急対策本部の設置におきましては、その構成メンバーがどうなるかとか、あるいは事務局をどこがやるとか、そういうことまで政府全体の規定になるわけですから、そういうことまで規定することを考えております。

○渡邊専門委員 よくわからないんですけれども、そうなった場合に、ここに上げられないで直接的に緊急対策本部に行ってしまうものがあり得るんですか。

○杉浦情報・緊急時対応課長 手続としては、食品安全委員会としては前回策定していただいた基本指針に沿って緊急時は対応するわけですが、いざ緊急対策本部が設置された場合は……。

○渡邊専門委員 でも、設置するのは大臣が言わないと設置できないのではないですか、そうではないんですか。「緊急時の対応を行うべき事態と判断した場合には、食品安全担当大臣が緊急本部の設置を助言する」と書いてあるんだから、ここでそ

れを認知しない限りは内閣は設置できないんでしょう、この規定からすると。

○杉浦情報・緊急時対応課長　そういうことです。

○渡邊専門委員　ということは、ここがやはり責任を持つので、事務局がどこにあるなどというのは決めるまでもなく、多分この食品安全委員会になるのではないですか。それをまた誰かに手渡すとなると、そこでまた時間が掛かってしまう。

○杉浦情報・緊急時対応課長　実際にはそうなる可能性はございますけれども、それを改めて定めておきたいということでございます。

○元井座長代理　そうしますと、中身の骨格というのは、食品安全委員会で定められたことの大体が政府の所掌になるわけですね。足りないところは、各府省の横断的な全体的なつながりを政府が見ていくというような感じですね。ですから、私は食品安全委員会の骨子がイコールまでいかなくても、いろいろ細かいところがありますけれども、政府の考え方の骨子であると理解していたんですが、そうではないわけですか。要するに、あとは具体的な組織ですとか、そういうものをちゃんと政府で定めておくよと、そこをここで討議するんだよという話と理解しているんですが、そうではないんですか。

○梅津事務局長　この基本的事項は、最終的には閣議決定をします。閣議決定ということは全閣僚の合意でつくるわけで、政府のすべての機関が参加すると申しますか、了解するというものをつくるわけでございます。今、杉浦課長からありましたように、何も無いもとで基本法ができて、その基本法に基づいて様々な各省のルールとか指針をつくるということであれば、ある意味で話はわかりやすいわけですが、既にそれぞれの行政機関で処理要領とか対応方針がある中で、こういう基本的事項をつくる意味というのは、1つは食品安全基本法ができたことによって、食品安全行政全体の見直しと申しまししょうか、再構成が求められているということがあるわけで、それで先ほど御説明した第11条から第20条までの全部の10条の項目が、特に今回の食品安全行政にとって大事な項目であるということが国会で示された。それぞれについて肉付けをする責務を私どもも持っているわけでございます。したがって、この今後の方向という欄に書かれたことを、ほかの第9条の各条項の項目と合わせて1つの全体として基本事項という文書に取りまとめていって、私どももくろみとしては年明けに閣議決定に持っていきたいと思っております。その意味で、ここで前回取りまとめたいただいた基本指針（暫定版）と別にまた指針をつくるというよりは、それぞれの役所でこれまでやってきているこ

と、あるいは更にそれを見直して、より充実すべき点があれば、ここでそのことを合意すると。今日お示ししている案についても、更に今後各省と相談しながら、あるいは各省からも意見をいただきながら閣議決定に持っていく必要があるわけでございます。そういう意味で、前回まとめていただいたものも、言わば今後取りまとめるものの1つの要素になるということ、それから、既にあるものも1つの要素になる、更にそれを見直しあるいは充実あるいは今の枠組みで抜けているというものがあればお示しいただいて、個別の既にある各省の指針なり要領なりに反映させていく、あるいは全体のマネジメントのスキームに反映させていくということではなかろうかと思います。

○丸山座長　ですから、基本指針（暫定版）と矛盾するものでもなければ、屋上屋を重ねるものでもない。今日討議してもらうものは、この委員会で作った基本指針というものとかなりダブってはくるかもしれないわけですね。ただ、各省庁でそれぞれ持っているいろいろな今までの緊急時対応の中には、資料3に書いてあるようなことが少なくとも盛り込まれていくような、そういうものが何なのかということで、この資料3の1から4までをお考えいただきたい。更に、これで足りないものがあつたらば、これに追加するような意見を出していただきたいというのが、この2番目の議題の趣旨であるということでございますよね。私の方からの説明が悪かったのかもわかりませんが、先ほどそこをずっと通り過ぎてしまったので申し訳ございませんでしたが、こういうことで今日の資料3についての討議事項というのは御理解いただきたいということでございます。

そこで、また振り出しに戻るような感じで申し訳ございません。この4つの基本的な考え方、それから、2番、3番、4番ということに対して、何か御意見があつたら伺いたいと思います。先ほどもありましたように、今日は自由な意見を申し述べていただくということにとどまるだろうと思います。

○春日専門委員　政府全体としての基本的対応事項ということですので、海外との情報連絡も入れていただいた方がいいのではないかと思います。

○丸山座長　先生、具体的には項を改めて、あるいはどこかに……。

○春日専門委員　2番に対応するのではないかと思いますけれども、情報連絡体制の中に平時から、都道府県、国際関連機関でしょうか、言葉の方は検討していただきたいのですが、海外機関を通じた情報収集・伝達体制ということを入れてはいかがかと思います。

○丸山座長 ありがとうございます。

どこの箇所でも結構でございます。意見を述べていただくということに趣旨を置きたいと思いますので。

○杉浦情報・緊急時対応課長 ただいまの春日専門委員の御意見ですけれども、実は基本的事項を定める必要がある項目といたしまして、食品安全基本法第 17 条に「国の内外の情報収集、整理及び活用等」という項目がございます、こちらで第 17 条に基づく基本的事項ということで定めた方がよろしいのか、あるいは緊急時対応の中で定めた方がいいのか、いずれにしてもどちらかで含めるということで検討させていただきたいと思います。

○丸山座長 今の春日先生のお話は、国際的な視野をきちんと持ってくださいという趣旨ですから、第 17 条の方で生かせるんだったら、それでもいいということだと思います。

ほかにございましょうか。

○本間委員 最終的には日本のマニュアルをつくらなければいけないわけですね。これは、農水は持っているよ、厚労省は持っているよ、安全委員会は持っているよと、それぞれみんなつくっているわけですね。そして、お互いの関係もここに付加するということなんだけれども、一番最後にそれを取りまとめて日本の仕組みというのはこうだよと説明するのは、総理大臣ということになるんですかね。

○丸山座長 事務局長、今の御質問についていかがですか。

○梅津事務局長 ちょっと説明不足なんですけど、この基本的事項と例えば基本指針というのは意味合いが違ってございまして、基本指針は言わば言葉は悪いですが、作戦要務令というか、実際にこれに基づいてアクションをする根拠でございます。基本的事項はそれをそれぞれの作戦要務令に具体化する、それに盛り込むべき内容でございまして、ちょっと次元が異なっていると思います。それで政府全体としての作戦要務令はどうかと言われれば、最終的には緊急対策本部をつくるなり、更にその上のレベルであれば、いわゆる危機管理官がトータルをマネジするわけでございますけれども、いずれにしても、その事務局が食についてはこの組織が担うということは整理されておりますので、実質的には内閣の調整機能の事務局部分をこの組織が担うという形で総合されるものだと考えております。

○丸山座長 本間委員、よろしゅうございますか。

○本間委員 はい。納得しました。

○丸山座長　ですから、これは基本的事項に盛り込まなければいけない個々の項目だと思うんです。例えば、緊急対策本部の設置というものが抜けていれば、この緊急時の対処ができないんだから、こういうものが是非なければいけないでしょうというような形でもって、必要なものを挙げていただくという作業だろうと思います。

○元井座長代理　この項目の中なんですけれども、こちらの調査会の暫定版をつくる時に事後検証の話が出てきたんですが、これはまさしく緊急時に対応する時点を事項として羅列してあるんですが、事後検証の問題、いろいろ対応したけれども、その結果どうであったか、今後、緊急事態にどういうふうに対応したらいいかという事後検証の問題も、やはり入れておくべきではないかと思います。

○丸山座長　事務局、これをいつまでにつくらなければいけないんですか。次の委員会に今日の論議をまとめたたたき台というものをお示しいただくというのが順番ですよ。そういう時間的なゆとりがあるならば、今日ここで本論議に入る前に随分時間を掛けてしまって、今すぐにという意見が余り出ないとすれば、また電話なりFAXなりメールなりで御意見をいただくというようなことを考えてもよろしいのでしょうか。

○杉浦情報・緊急時対応課長　勿論そういうやり方で結構でございます。たたき台をこの項目に沿ってつくらせていただきますけれども、この項目で確定したということではございませんので、御意見をいただいて次回の会合までに、また、たたき台といいますか、事務局案というものを作成させていただきたいと思います。

○丸山座長　では、その御意見をいただくというのは、いつまでという目安というか、それこそ何日までと具体的に言っていいただければ、ここで御承知いただき、今日出席いただかなかった先生にもそうお知らせするというにしたらいかがでしょうか。

○杉浦情報・緊急時対応課長　次回の第4回会合を11月11日に予定しております。

○丸山座長　遅い時間でしたね。

○杉浦情報・緊急時対応課長　はい、午後5時からということをお願いしているんですけれども、それに間に合うように事務局案をつくらせていただきたいと思いますので、それまでに何度か御意見をいただけるようなスケジュールで、たたき台を送らせていただきます。

○丸山座長　そうしましたら、いつまでと今言ってくださった方がいいですよ。こちらでまとめる時間もあるでしょうから。例えば、今月いっぱいとか。

○杉浦情報・緊急時対応課長 早急に事務局のたたき台というのを送らせていただきまして、今月中に御意見をいただきたいと思いますと考えます。

○丸山座長 まずは、そのたたき台を皆さんに送っていただいて、それに対して御意見をいつまでというふうにそこでお示しいただけるとのことですね。わかりました。

今日の続きの意見をいただくというのではなしに……。

○杉浦情報・緊急時対応課長 そうしましたら、今日お示しした骨子について何か御意見がございましたら、今週中にいただければということによろしいですか。その御意見を踏まえまして、事務局案を文章にしたものを来週に送らせていただきます。その後のスケジュールはここで決められないんですけれども、それに対して御意見をいただいて、11月11日の会合までに事務局案を作成させていただくということによろしいでしょうか。

○丸山座長 わかりました。では、まずは今週いっぱい今日の続きの御意見を事務局までには是非お寄せいただきたいと思います。それ以降のことについては、今、事務局からお話があったようなスケジュールで行き、できれば第4回のときにある程度そこでまとめられるという段取りにしたいと思っております。

私の司会の仕方が十分ではなくて、少し余計なところで時間を費やしてしまい、実質的な論議が少なくて大変申し訳ございませんでした。一応、今日の議題の2つはこれで終わらせていただきたいと思いますのですが、時間が延びてしまいましたこと大変申し訳なく思っております。

事務局の方から、何か御連絡が更にありましたらお願いしたいと思います。

○杉浦情報・緊急時対応課長 次回は、ただいま申し上げましたように、11月11日の17時からということをお願いいたします。それ以外には特にございません。

○丸山座長 今日は時間が少し遅れて大変申し訳ございませんでした。第3回はこれで終わらせていただきます。どうも御協力ありがとうございました。